

懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、コンプライアンス・倫理規程第14条第1項に定める懲戒処分の種類及び方法等について、その細則を規定する。

(懲戒処分の種類)

第2条 公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「全登録者」という。)に対する懲戒処分の種類及び程度は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。

- (1) 戒告 対象者より始末書を提出させた上で、厳重に注意する。
- (2) 資格の剥奪 日本代表選手、日本代表スタッフ又はその選考の資格並びに連盟からの交付金、助成金及び補助金の全部又は一部を受け取る資格を剥奪する。
- (3) 出場資格の停止 無期限又は懲戒事由1件につき1年以内の期限を付して公式競技大会への出場資格を停止する。
- (4) 除名 連盟から除名する。

2 連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役委員」という。)に対する懲戒処分の種類及び程度は次のとおりとし、その情状に応じて、これらの処分をし、又は併科する。

- (1) 戒告 対象者より始末書を提出させた上で、厳重に注意する。
- (2) 資格の剥奪 連盟において役職に就く資格を剥奪する。
- (3) 降格・解任・減給 その役職を降格し、又は解任する。また、連盟より給与の支給を受けている場合は減給に処す。
- (4) 除名 連盟から除名する。

(懲戒処分の決定等)

第3条 理事会は、コンプライアンス・倫理委員会の審議結果を考慮の上、懲戒処分を決定する。

2 理事会及びコンプライアンス・倫理委員会は、前項の審議及び決定をするにあたり、全登録者、役委員及び関係者に対するヒアリング等の事実関係の調査を行うことができる。

3 理事会は、第1項の決定後、遅滞なく、対象者に対して、決定の内容を告げるものとする。

(決定の効力)

第4条 この規程に基づき理事会が行う決定は最終のものであり、当事者並びにその他全ての役委員及び全登録者はその決定に従わなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、コンプライアンス・倫理委員会の委員長が発議し、理事会の決議による。

付則

(実施期日)

第1条 この規程は、平成25年6月25日から、施行する。

平成25年6月25日 制定

平成 年 月 日 改